

別表 - 2

【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
再生木質 ボード	パーティクル ボード 繊維板 木毛セメ ント板	<p>【判断の基準】</p> <p>再生資源（合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の木質材料又は植物繊維）の重量比配合割合が2分の1（50%）以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1（20%）以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木毛セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。</p>

品目分類	品目名	判断の基準等
タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】 陶磁器質タイルで、原料に再生材料（表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。但し、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属など有害物質の溶出が少ないこと。 資材等からの溶出方法や有害物質の溶出に係る基準等、当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討・とりまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p>

表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土 無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材（汚泥を除く。） 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	前処理によらず対象
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化
上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理によらず対象

品目分類	品目名	判断の基準等
セメント	高炉セメント	<p>【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に高炉スラグを 30 %以上使用していること。</p> <p>JIS 規格 B 種、C 種に対応。</p>
	フライアッシュセメント	<p>【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料にフライアッシュを 10 %以上使用していること。</p> <p>JIS 規格 B 種、C 種に対応。</p>
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル材	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p> <p>建設省令に準拠。</p>
	再生骨材等	<p>【判断の基準】 コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p> <p>建設省令に準拠。</p>
小径丸太材	間伐材	<p>【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。</p>
電線	E M電線	<p>【判断の基準】 電線の絶縁物及び外装材に、ハロゲン及び鉛を含まないこと。</p> <p>日本電線工業会規格（JCS）に対応。</p>

【建設機械】

品目名	判断の基準等																																															
<p>排出ガス対策型建設機械</p>	<p>【判断の基準】 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。 (別表1)</p> <table border="1" data-bbox="411 566 1289 790"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kWh)</th> <th>NOx (g/kWh)</th> <th>CO (g/kWh)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5 ~ 15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15 ~ 30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30 ~ 272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kWh)	NOx (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 (%)	7.5 ~ 15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15 ~ 30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30 ~ 272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																											
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kWh)	NOx (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 (%)																																												
7.5 ~ 15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																												
15 ~ 30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																												
30 ~ 272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																												
<p>低騒音型建設機械</p>	<p>【判断の基準】 建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。 (別表2)</p> <table border="1" data-bbox="411 1005 1289 1910"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	パイプロハンマー		107
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																														
ブルドーザー	P < 55	102																																														
	55 P < 103	105																																														
	103 P	105																																														
バックホウ	P < 55	99																																														
	55 P < 103	104																																														
	103 P < 206	106																																														
	206 P	106																																														
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																														
	55 P < 103	104																																														
	103 P < 206	107																																														
	206 P	107																																														
トラクターショベル	P < 55	102																																														
	55 P < 103	104																																														
	103 P	107																																														
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																														
	55 P < 103	103																																														
	103 P < 206	107																																														
	206 P	107																																														
パイプロハンマー		107																																														

油圧式杭抜機	P < 55	9 8
油圧式鋼管圧入・引抜機	55 P < 103	1 0 2
油圧式杭圧入引抜機	103 P	1 0 4
アースオーガー	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 4
	103 P	1 0 7
オールケーシング掘削機	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 4
	103 P < 206	1 0 5
	206 P	1 0 7
アースドリル	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 4
	103 P	1 0 7
さく岩機（コンクリート ブレーカー）		1 0 6
ロードローラー	P < 55	1 0 1
タイヤローラー	55 P	1 0 4
振動ローラー		
コンクリートポンプ(車)	P < 55	1 0 0
	55 P < 103	1 0 3
	103 P	1 0 7
コンクリート圧砕機	P < 55	9 9
	55 P < 103	1 0 3
	103 P < 206	1 0 6
	206 P	1 0 7
アスファルトフィニッ シャー	P < 55	1 0 1
	55 P < 103	1 0 5
	103 P	1 0 7
コンクリートカッター		1 0 6
空気圧縮機	P < 55	1 0 1
	55 P	1 0 5
発動発電機	P < 55	9 8
	55 P	1 0 2